

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、主に営業、ホームページの管理などの業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は平成〇年〇月に会社のウェブサイトのリニューアル業務の担当となり、その結果、時間外労働時間が大幅に増加し、しかも当該業務に対する会社の期待は大きく、重責であったという。また、同年〇月には同僚の昇格人事があり、被災者は先を越されたことに落胆していたという。

この頃の被災者の様子がおかしいと感じた請求人は、被災者に精神科への受診を勧め、被災者は平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診したところ、「軽症うつ病エピソード」と診断され、同年〇月〇日までの間、延べ4回、通院による療養を行った。その後、被災者は医療機関に受診することなく、就労していたが、平成〇年〇月〇日、会社近くの一般ビルから投身自殺を図った。

死体検案書によると死亡したときは、同日の午後〇時〇分、直接死因は「外傷性血気胸」、死因の種類は自殺であった。

請求人は、被災者の死亡の原因は仕事による過労死以外に考えられないとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上に事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨

の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）専門部会は意見書において、周囲の申述や被災者の心身の変調等の経緯から、平成〇年〇月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後一旦寛解したものの、自殺直前の平成〇年〇月頃に再燃し、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害された病的心理のもとで自殺するに至ったとしている。当審査会としても、被災者の自殺に至るまでの経緯等に鑑みて、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

なお、請求人らは、被災者はCクリニックD医師の威圧的な態度等により治療を中断したものであり、引き続き通院の継続を要する症状にあったものであり、症状が寛解する条件はなかった、と主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、請求人らの主張は採用することができない。

（2）ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定

基準に基づき検討する。

(3) 本件疾病が再燃した平成〇年〇月頃以前おおむね6か月間における業務による出来事について、請求人らは主張しておらず、また、本件資料からも業務による出来事を確認できない。当審査会としても、業務による出来事が確認できない以上、心理的負荷を評価することもできないことから、本件疾病が業務上の事由により発病したものとは認めることはできない。

(4) ただし、請求人らは、被災者の本件疾病は平成〇年〇月頃に発病し、寛解していないと主張していることから、請求人らの主張を踏まえ、被災者が平成〇年〇月頃に本件疾病を発病し、寛解していなかったものと仮定して、念のため、平成〇年〇月以前6か月間における業務による強い心理的負荷が認められるか否か検討する。

ア 平成〇年〇月以前おおむね6か月間において、業務による心理的負荷評価表別表1の「特別な出来事」に該当する「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められない。

イ 請求人らは、請求人ら主張の発病時期前6か月間における業務に係る出来事として、①平成〇年〇月及び同年〇月において時間外労働時間が倍近く増え、最終的に約98時間程度の時間外労働があったこと、②新たにウェブリニューアルの強化という業務担当になったことで、仕事内容、仕事量に大きな変化を生じさせたことを主張する。

(ア) 上記イの①について、請求人らが主張する被災者の労働時間には、被災者の退勤時間がセコムによる施錠時間を超える日が散見される。

この点、請求人らは本件公開審理において、何らかの方法をもって外部等からパソコンにアクセスしていたことも考えられると述べたものの、その根拠について何ら具体的な主張や裏付け資料を提出しておらず、セコムによる施錠後に被災者が職場で仕事を続けていたとする請求人らの主張は採用することはできない。

また、被災者には、業務レポートによる退勤時間を超えて職場に残っていた日が一部推認されるものの、決定書第2の2(2)のウにおいて説示するとおり、被災者は所定の勤務時間内又は勤務時間後において、相当量の組合関係の活動に時間を割いていたことからすると、仮にセコムの施錠時間までの間で職場に残っていたとしても、その間の全ての時間において業務に従事

していたと認めることは困難である。

以上から、当審査会としては、監督署長が認定した時間外労働時間は妥当であり、被災者には恒常的長時間労働は認められず、請求人らの主張は採用することはできない。

(イ) 上記イの②の出来事については、認定基準別表1の「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」に類推して当てはめると、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

被災者は、平成〇年の〇頃より事業場のウェブサイトのリニューアル作業とその後の更新管理の担当となったことが認められる。この点、元上司Eは「委託業者を介して処理していたものを自社社員で行うようになっただけなので、お客様にとってみれば何の変化もありませんから新しい事業ではありません。」、「リニューアルに伴ったパッケージソフトの制作は専門の業者に任せました。その後の更新管理はソフトに従って作業していくので、被災者の経験や能力からすれば十分に対応できる作業でした。」と申述し、F（平成〇年）〇月に入ったころ、『周りの社員から色々な注文を受け、ウェブサイトの更新をしても、修正の繰り返しで終わりが見えない作業だ。』など仕事の愚痴をこぼすようになった。」と申述している。

上記の申述から、従来、専門業者に委託して実施していたウェブリニューアル作業を営業関係の部分について、被災者が一人で担当していたことに加え、被災者には写真工学等についての専門知識があるものの、当該作業について相当程度の負担感があったことが認められる。しかしながら、時間外労働が大幅に増加するなどの状況は認められないことを踏まえれば、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(5) 以上のとおり、被災者が平成〇年〇月頃に本件疾病を発病し、寛解していなかったものと仮定しても、平成〇年〇月以前6か月間における業務による心理的負荷の総合評価は「中」であり、「強」には至らず、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。